

令和8年4月15日

## 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター愛称公募要綱

### 1. 概要

令和9年4月にリニューアルオープン予定の和泉市立槇尾山レクリエーションセンター（以下、「センター」という。）の愛称を募集するにあたり、公募方法等を定める。

### 2. 公募の目的

市民にセンターの周知を図るとともに、リニューアル後のセンターが利用者や地域にお住まいの皆さまに愛され、親しまれる施設となるような愛称とする。

### 3. 応募資格

市民

- ・和泉市内に在住、在勤又は在学している個人
- ・和泉市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

### 4. 愛称の応募方法

①応募フォームからの応募

②愛称応募用紙（別紙）による応募

（和泉市役所生涯学習推進室窓口、和泉シティプラザ、和泉市コミュニティセンター、和泉市生涯学習サポート館、TRC 和泉図書館、TRC シティプラザ図書館、TRC 北部リージョンセンター図書室、TRC 南部リージョンセンター図書室へ持参）

※公募期間外の応募は無効とする。

### 5. 公募期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月30日（火）までの2ヶ月間

### 6. 愛称決定方法

応募のあった愛称について、以下の1次選定から2次選定を実施する。

教育委員会定例会に公募の概要及び選定結果を報告し、教育委員会の承認を経て正式決定する。

#### （1）1次選定

担当副市長、教育長、生涯学習部長、生涯学習推進室長、生涯学習担当職員にて、公募の目的に合う愛称を複数選定する。

#### （2）2次選定

1次選定で選定された愛称を対象に、和泉市民等による投票を実施し、得票数が最も多かった愛称を採用する。

## 7. 特典

- ①採用者にはセンター利用券を進呈します。なお、団体応募の場合は1団体に対しセンター利用券を進呈する。
- ②採用された愛称について、広報紙、ホームページ等に掲載、SNSにて発信するなど、市内外へのPRに使用する。

## 8. 愛称の取扱事項

センター事業及び関連事業に関する各種印刷物やホームページ及び関連グッズ等で使用する。

## 9. 注意事項

- ①自作かつ未発表作品で、他の募集等に応募していないこと
- ②生成的人工知能（生成AI）は、使用しないこと
- ③作品の知的財産権（第三者の著作権を有していることも含む）に係る問題が生じた場合はすべて応募者の責任で解決すること
- ④採用された愛称について軽微な変更等が生じた際には、協議の上、変更の可能性があること
- ⑤採用された愛称の著作権、その他一切の権利は、全て和泉市に完全に譲渡し、著作者人格権を主張しないこと
- ⑥応募に関する費用は全て、応募者負担で対応すること
- ⑦応募愛称は公序良俗に反するものではないこと
- ⑧応募者は応募愛称の商標・意匠の出願・登録をしないこと
- ⑨応募者の個人情報、応募愛称の選考、採用通知、愛称の発表に使用する。なお、応募者の個人情報は当該目的以外には一切使用しない

## 10. 応募失格事項（採用取消も含む）

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②公募期間外での応募の場合
- ③本募集要綱の条件を満たしていない場合
- ④愛称が既発表の名称と同一又は類似していた場合

和泉市立青少年の家(榎尾山レクリエーションセンター) 愛称応募用紙  
(募集期間 令和8年5月1日(金)から6月30日(火)まで)

**応募資格:市民**

- ・和泉市内に在住、在勤又は在学している個人
  - ・和泉市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ※応募対象者かを確認するために、住民情報等を確認させていただく場合があります。

(ふりがな)	
愛称案	
愛称の理由・思い	

(ふりがな)	
お名前	
ご住所	〒
電話番号	
区分	該当する□にチェック(✓)をしてください  <input type="checkbox"/> 和泉市内に在住、在勤又は在学している個人 <input type="checkbox"/> 和泉市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

※漢字または、ひらがな、カタカナは問いません。

※愛称の取扱事項、注意事項、応募失格事項(採用取消も含む)については、裏面に記載のとおりです。



※インターネットからでもご回答いただけます。→

**【お問合せ・提出先】**

和泉市教育委員会事務局  
生涯学習部 生涯学習推進室  
〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号  
TEL 0725-99-8161

**【愛称の取扱事項】**

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター事業及び関連事業に関する各種印刷物やホームページ及び関連グッズ等で使用する。

**【注意事項】**

- ①自作かつ未発表作品で、他の募集等に応募していないこと
- ②生成的人工知能（生成A I）は、使用しないこと
- ③作品の知的財産権（第三者の著作権を有していることも含む）に係る問題が生じた場合はすべて応募者の責任で解決すること
- ④採用された愛称について軽微な変更等が生じた際には、協議の上、変更の可能性があること
- ⑤採用された愛称の著作権、その他一切の権利は、全て和泉市に完全に譲渡し、著作者人格権を主張しないこと
- ⑥応募に関する費用は全て、応募者負担で対応すること
- ⑦応募愛称は公序良俗に反するものではないこと
- ⑧応募者は応募愛称の商標・意匠の出願・登録をしないこと
- ⑨応募者の個人情報、応募愛称の選考、採用通知、愛称の発表に使用する。なお、応募者の個人情報は当該目的以外には一切使用しない

**【応募失格事項（採用取消も含む）】**

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②公募期間外での応募の場合
- ③本募集要綱の条件を満たしていない場合
- ④愛称が既発表の名称と同一又は類似していた場合